

第4回外来生物対策のあり方検討会 議事録

1. 日時 令和3年7月3日（火）14:00～16:00

2. 方法 Web会議形式

3. 出席者（敬称略）

（座長） 石井 実

（委員） 秋田 直也 磯崎 博司

五箇 公一 竹内 正彦

田中 信行 中井 克樹

早川 泰弘

（環境省） 奥田自然環境局長

松本大臣官房審議官

関谷総務課長

谷貝総務課長補佐

中尾野生生物課長

立田野生生物課長補佐

大林外来生物対策室長

水崎外来生物対策室長補佐

（農林水産省） 三浦大臣官房政策課環境政策室課長補佐

森大臣官房政策課環境政策室係長

谷合農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長補佐

後藤消費・安全局植物防疫課長補佐

中西消費・安全局植物防疫課長補佐

（水産庁） 丸山漁場資源課漁業監督指導官

（国土交通省） 田畑総合政策局環境政策課国土環境一係

渡邊港湾局総務課長補佐

4. 議事

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまより第4回外来生物対策のあり方検討会を開催いたします。

事務局を務めさせていただきます自然環境研究センターの邑井と申します。よろしくお

願いいたします。

まず、検討会の開催に当たりまして、環境省自然環境局の奥田局長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【環境省（奥田）】 皆さん、こんにちは。環境省自然環境局長の奥田でございます。

本日は、お忙しい中を第4回外来生物対策のあり方検討会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より自然環境行政への御協力に改めて感謝を申し上げたいと思います。

御承知のとおり、私自身、7月1日付で前任の鳥居局長から引き継いで、新たに局長としてやらせていただいております。私自身は、35年前に環境省に自然保護の技術屋、レンジャーとして入って、自然環境局を中心に、現場も含めて、いろいろ仕事をやらせていただきました。外来生物に関しては、ニュージーランドに5か月間、外来生物対策を勉強しに人事院の研修で行ったりとか、私自身も非常に関心を持って取り組んで、野生生物課長も1年間だけやらせていただきました。また、沖縄の事務所長として、マングースの対策とか外来生物対策の個別の現場でのプロジェクトにも関わってきたところです。ですから、今回のような法制度に関しては、非常に重要だということで私も認識をしております、ここまでの間、前回に引き続き、来年の法改正も視野に入れながら、提言の素案、今後講ずべき必要な措置ということで御議論をいただいてきたと承知しておりますので、今日もまた引き続き熱心な御議論をいただいて、忌憚のない御意見を賜ればありがたいと思っていますところでございます。

短い時間ではありますが、ぜひ実りある検討会となりますことをお願い申し上げます。私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

続きまして、出席者の御紹介をさせていただきます。本日は8名の委員全員に御出席いただいております。事務局より御所属とお名前を読み上げさせていただきます。

神戸大学大学院准教授、秋田委員。

大阪府立大学名誉教授、石井委員。

岩手大学名誉教授、磯崎委員。

国立環境研究所生態リスク評価対策研究室長、五箇委員。

農業・食品産業技術総合研究機構動物行動管理グループ領域長補佐兼グループ長補佐、竹内委員。

元東京農業大学教授で現環境コンサルタントENV Iの田中委員。

滋賀県立琵琶湖博物館専門学芸員の中井委員。

日本植物防疫協会理事長の早川委員です。

また、石井委員には座長をお務めいただいております。

そのほか、環境省のメンバーに、先ほどの局長のほかにも一部御異動がありましたので御紹介させていただきます。

まず、自然環境局大臣官房、松本啓朗審議官、一言お願いできますでしょうか。

【環境省（松本）】 7月1日付で大森の後任になりました松本です。これからどうぞよろしくお願いたします。以上です。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして、自然環境局総務課、関谷毅史総務課長、一言お願いできますでしょうか。

【環境省（関谷）】 同じく7月1日付で前任の奥山から引き継ぎまして、総務課長を拝命しております関谷と申します。どうぞよろしくお願いたします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして、野生生物課外来生物対策室の大林圭司室長、よろしくお願いたします。

【環境省（大林）】 外来生物対策室長を7月1日付で拝命いたしました大林と申します。この時期ということで重責を感じておりますが、果たせるよう頑張りたいと思えます。よろしくお願いたします。

【事務局】 ありがとうございます。そのほかの出席者につきましては、個別の紹介は省略させていただきますが、環境省、農林水産省、オブザーバーとして国土交通省、事務局として自然環境研究センターが出席しております。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染防止拡大の観点からウェブ会議形式で開催させていただきます。本日の会議では、回線の事情により、マイクとカメラは発言のときのみオンにしていただき、それ以外は原則としてオフにしていただきますようお願いいたします。また、御発言を希望される際には、お名前の横に表示される挙手ボタンを押していただき、座長の指名がありましたら御発言いただけますようお願いいたします。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。参加者の皆様には資料1から資料3までを統合したPDFと、参考資料1から20までを統合した2つのPDFファイルを事前に配付させていただきます。それぞれのファイルごとに通しページを振っており、資料番号ごとにPDF上のしおりの機能をつけてあります。画面上では資料の表示はいたし

ませんので、お手元で御確認いただけますようお願いいたします。

また、本日の会議は、事前に一般傍聴者を募り、申込みをされた方にはオンラインで傍聴いただいております。また、議事録につきましては、後日、出席者に事前確認の上、発言者名を記載したものを公開させていただきますので御承知おきください。

それでは、ここからの進行は座長にお願いしたいと思います。石井座長、よろしくお願いいたします。

【石井座長】 皆さん、こんにちは。石井でございます。今日も活発な御議論をよろしくお願いいたします。

では、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。議事の(1)外来生物対策の今後のあり方に関する提言（素案）につきまして、今回は後半部分でございますが、環境省のほうから、資料1、2、3によりまして御説明をお願いしたいと思います。これは水崎補佐でしたか、お願いします。

【環境省（水崎）】 （資料3について説明）

【石井座長】 御説明どうもありがとうございました。ただいま御説明いただきました提言の素案、後半部分について意見交換をさせていただきたいと思います。それぞれのシートに「今後講ずべき必要な措置（抜粋）」と書いていますけれども、このあたりの書き方といいますか、提言内容がよろしいかどうか、その辺を中心に御議論いただければと思います。

それでは、(5)から(7)までありますけれども、前回と同じように1つずつやらせていただきたいと思います。

最初に、資料3の26ページから始まる(5)－1から4までを議論させていただきたいと思います。表題だけ読ませていただくと、(5)－1が「特定外来生物以外の外来種対策への理解の促進」、(5)－2が「産業管理外来種についての適切な対応」、(5)－3が「地方公共団体による対策の推奨・支援」、(5)－4が「固有種が多く分布する島嶼地域の対策強化」、このようになっています。それでは、御意見のある委員は、先ほど御説明があったように、御自分のお名前の右側にある挙手ボタンを押す形で意思表示をお願いしたいと思います。では、どうぞ。いかがでしょう。それでは、まず早川委員からお願いいたします。

【早川委員】 ありがとうございます。質問というか、自分の理解のためにおたずねします。これまでの被害防止外来種リストと行動計画を法律に位置づけたいということです

が、これは先ほどの事務局のお話だとレッドリストのような位置づけで、要するに理解の促進とか、そのような方向で位置づけるという理解でよろしいのでしょうか、それとも、特定外来生物というほどではないのだけれども、それに準ずるものとして、もう少し積極的な対策を講じるものとしての位置づけにしていくのか。それによって規定の仕方が違うと思うので、その辺を教えていただきたいと思います。

【石井座長】 それでは、まず環境省のほうからお答えいただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

【環境省（水崎）】 早川委員、ありがとうございます。リストにつきましては、レッドリストのような形で基本方針に書けないかなというのは1つのアイデアとして持っております。今の外来種リスト、行動計画も、特に外来生物法とは何のつながりもないような位置づけですので、そのつながりをはっきりさせて、位置づけを上げるといいますか、そういったことをイメージしております。レッドリストもそうですけれども、具体的に何か行為規制をかけるとか、そういったことではなくて、リストの位置づけを上げるというようなことをイメージしてございます。また、行動計画のほうについては、行動計画もページ数の多い細かいものですので、主要な部分を基本方針に盛り込むとか、そういったような形で、もう少し特定外来生物以外についても意識づけを図るところができればと考えております。

【石井座長】 早川委員、よろしいでしょうか。

【早川委員】 ありがとうございます。

【石井座長】 それでは、中井委員、お願ひします。

【中井委員】 中井でございます。よろしくお願ひします。26ページの一番下のところに◎がありますが、そのうちの1つ目の黒ポツです。「特定外来生物ではない一般的な外来種」という言い方がありますがけれども、外来種の類型化としては3段階が必要だと思います。すなわち、特定外来生物とそれ以外が一般的な外来種というのではなくて、そもそも生態系被害防止外来種リストは全ての外来種が載っているわけではないんですよね。侵略性が高い、要は一定のカテゴリに入るようなものがリスト化されているということなので、それを「一般的な外来種」という表現にすると、そのあたりに普通にいる外来種まで含むのではないかという誤解が生じますので、どこにでもいるようなものも含めて「一般的な外来種」という言い方をして、なおかつ、リスト化されるようなものについては、これまでも時々出ているように、侵略性が高いとか、何らかの形容をつけて、外来種全てを

対象とするのではなくて、影響が懸念されるものについてきっちりやっていく、そういう差別化、差別化が必要ではないかと思っておりますので、御検討ください。以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。実は私もこのシートでは同じようなことを考えました。中井委員、表題のところはどうですか。「特定外来生物以外の外来種対策」という、この書き方もちょっと引っかかっているんですけども。

【中井委員】 おっしゃるとおりですね。ただ、一般的な外来種として本当に影響が認識されないようなものを全く放置していいかということ、そうではないので、実は今、3つに区分するのがいいと言いながらも、その境界は非常にグレーゾーンがあって、とても難しいと思うんですが、ここは、私は、外来種であっても即座に対応しなくてもいいようなもの、それについてどう考えるかということも含めての対策という意味では、ここでは逆に、一般的な外来種も含めた外来種対策ということでもいいのではないかなと思います。その中で、特に侵略性の高いものについてはリスト化して、特定外来に指定されなくとも必要に応じて対策を取るものとするとか、そういう形の書きぶりにしたらどうかなと思いました。

【石井座長】 ありがとうございます。御意見ですけれども、事務局のほうは何か御意見はございますか。

【環境省（水崎）】 御指摘のとおりと考えております。26ページの「一般的な外来種」という表現自体は不用意だったかもしれませんが、改めて資料2のほうで、裸で「外来種」という言葉を変なふうな意味で使っていないかというあたり、「外来種」という言葉と「侵略的外来種」という言葉、そのあたりは改めてチェックしておきたいと思います。

【石井座長】 それでは、ほかの委員、ほかの部分についてでも結構でございます。よろしいでしょうか。この部分はいいですか。また戻るということもあると思いますので、では先に行かせていただきます。

今度は(6)です。30ページから始まりますけれども、(6)－1が「各主体が行うべき取組の明確化と予算・体制の確保」、(6)－2が「普及啓発の推進と情報公開」、(6)－3が「普及啓発対象の明確化と学校教育との連携」、このようになっています。では、この3ページの内容につきまして、御意見、御質問があったらお願いいたします。また挙手ボタンでお願いします。いかがでしょうか。秋田委員、お願いします。

【秋田委員】 秋田です。よろしく申し上げます。30ページの(6)－1についてですが、

この「今後講ずべき必要な措置（抜粋）」の中に、「国、地方公共団体、事業者、民間団体、国民等が行うべき取組を法的に明確にする」という記述がありますが、ここで言われている「法的に明確にする」という内容と、前回の会議でお示しいただいた、(3)の「輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策の推進」の一番最後、これは資料1を見ていただければと思いますが、この「非意図的な導入防止に関連の深い事業を営む者」というところの中に「法律への位置付けを検討」という項目がありますが、この2つの棲み分けをどのように考えておられるかを教えていただきたいと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。今日は時間に余裕がありますので、一問一答の形でいきたいと思います。環境省のほうはいかがでしょう。

【環境省（水崎）】 秋田委員、ありがとうございます。まず、参考資料10、38ページを見ていただけますでしょうか。資料本体のPDFファイルとは別のファイルになります。こちらに生物多様性基本法という生物多様性保全の根っこになる法律の抜粋がございます、第4条から第7条で国の責務、地方公共団体の責務、事業者の責務、国民・民間団体の責務と書いてございます。先ほどの資料3の(6)－1、30ページで書いてあることのイメージは、こういった基本法の記載なんかも参考にしながら、法律本体に何かしら責務について記載ができないかなというのが一番高い目標になります。

この中で事業者について、非意図的な導入の関係者はこれこれというように、あまり個別に書き込むというイメージではなくて、先ほど秋田委員からお話のあった非意図的な事業者への配慮指針を、法的に位置づけを検討するということについては、この責務規定をさらにブレークダウンというか、具体化する部分で、特に事業者に配慮をお願いしたいような部分があるときに、法律本体とは別の形で指針をつくれぬか、そういった指針をつくるみたいなことを法律の中でも位置づけられないかということで考えております。

【石井座長】 秋田委員、よろしいですか。

【秋田委員】 すみません、要は個別で、さらに法律で位置づけるという意味ではなく、法律には載せないということでもよろしいでしょうか。

【環境省（水崎）】 後者の非意図的な導入防止に関連の深い事業を営む者の配慮事項というほうは、配慮事項そのものを法律に書き込むというよりは、外来種対策に関連の深い者に対する配慮指針などをつくることできるのか、例えば法律上はそのような書き方をしておいて、実際どういう配慮をしてほしいかというのは、その法律に基づく指針だということで別途指針をつくれぬかなというのをイメージしております。

【秋田委員】 そうしますと、各主体の位置づけは(6)で、法律の中ではっきりさせるといふことでよろしいですか。

【環境省（水崎）】 実際どういう形になるかというのは今後の議論になりますけれども、1つのイメージとしては、そういうものを考えております。

【秋田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石井座長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。中井委員、挙手されていますか。お願いします。

【中井委員】 よろしく申し上げます。これは要約なので、灰色の四角と「現状と課題」の黒ポツ2つのそれぞれの主体の例示が皆食い違っているのはちょっと気になったりもするんですけども、それは本文のほうできっちりしているといいと思いますので、まあいいです。灰色のところ「事業者」と書かれていますが、黒ポツのところでは「企業」とありますよね。私は、これまでも言っているのは、農業、林業、水産業、今、林業はあまり被害が出ていないかもしれませんが、農業あるいは水産業、漁業、特に内水面ですけども、特定外来生物を含む侵略的外来種の影響が相当強く出ていて、様々な取組を、それこそ生業に関わる人たちが自らの手でやらなければいけない、すごく厳しい状況にあるというのが現状だと思います。ですから、そのような部分について、ほかの様々な主体の役割に比べて、特別に配慮なり、具体的な支援内容を検討すべき人たちがいるということは、どう表現していくかということを考える上でも、やはり特段の配慮をいただけたらと現場の方々を知る立場からすると思えてならないということをお伝えしておきます。

【石井座長】 中井委員、今のご意見は、「事業者」のほうが幅が広い業種を含むので適当ということによいですか。

【中井委員】 下は「企業」だけになってしまっている。そういう意味では、生業に関わる人が抜けてしまっているということでは「事業者」という言い方のほうがいいのかも少しありません。いずれにせよ、企業は、物資の運搬とか、これは端的に言ってヒアリを想定されているのだと思います。それは大変大事な優先度の高い課題であるということは重々承知しておりますけれども、一方で、既に侵入して蔓延した外来種に関して様々な手だてを取っている農業者、漁業者の方々をどう支援していくかという部分についても、ぜひ配慮の効いた書き込みができたらと考えています。

【石井座長】 それでは、環境省のほうはいかがでしょう。

【環境省（水崎）】 中井委員、ありがとうございます。おっしゃっている中身は全くそのとおりだと思いますので、法律上どうなるかというのは、まさにいろいろ検討させていただくことになるかと思えますけれども、御趣旨はきちんと理解した上で、講ずべき措置の表現は検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【石井座長】 ありがとうございます。それでは、ほかの御意見はございますか。中井委員、また挙手されましたか。

【中井委員】 もう1点、ごめんなさい。主体の中で地方公共団体というのがありますが、私もその一員ではあるわけですが、これも常々言っていることですが、地方公共団体が動きやすいような土俵づくり、ぜひともうまく仕掛けをつくってほしいと思っております。もう一つ大事なことは、都道府県と市町村の役割はかなり違っているということです。その部分についてもうまく配慮いただく。役割分担について配慮いただくような記述が欲しいと思えます。以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。環境省さん、いかがですか。

【環境省（水崎）】 また場合によっては個別に御相談させていただく部分はあるかもしれませんが、そういった記載を検討させていただきます。

【中井委員】 よろしくお願ひします。国がこうやってきっちり文章で書くというのは、それを見て、仕方なくてもやらなくてはと思えるような書きぶりが本当は理想なんですけれども、そういう方向に向けてお手伝いできることがあれば、またよろしくお願ひします。

【石井座長】 ありがとうございます。ほかに御意見はいかがですか。では、なければ次の部分にいきますね。

最後のシートですけれども、「(7) 調査研究の推進と成果の社会還元」、では、この部分につきまして、御意見、御質問があったらお願いいたします。特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、資料1、2、3、特に3についてはこのあたりにさせていただきたいと思えます。この後、全体像について議論しますので、またそこで戻っていただいても結構です。中井委員、挙手されましたか。

【中井委員】 度々すみません。実は(5)のところ、(5)－1だけかなと思ったら全部だったので、申し上げる機会を逸したのですけれども、こちらの理解不足でごめんなさい。

【石井座長】 では、バックしていいですよ。

【中井委員】 蒸し返すようで、ごめんなさい。(5)－2、産業管理外来種ですが、今回も水産庁の取組、産業管理外来種、特に魚について3種が選ばれたということで、こういう資料をつくっていただいて、利用の現場に普及啓発を図られて、速やかにそういうお答えをいただいて大変ありがたいと思うんですけれども、その中で、「水産分野における産業管理外来種の管理について」という資料ができたのが平成29年ですかね。平成29年12月とありますね。指針を策定されたのですけれども、その後、これら3種の例えば利用実態とか、管理する取組がどのような状況にあるのかという現場の対応状況とか、そういうものについて情報を把握されているのかどうかということをまずお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【石井座長】 これは、どちらかというとな農水省のほうになりますでしょうか。水産庁、丸山さん、挙手されていますでしょうか。お願いします。

【水産庁(丸山)】 水産庁でございます。中井委員、御意見ありがとうございます。「水産分野における産業管理外来種の管理について」ということで平成29年に策定し、ホームページやSNSなども使っているいろいろ普及、周知してきたところでございます。中井委員の御指摘がありましたとおり、策定して終わりというところではなくて、これからもフォローアップしていくということで、今後、現在の種の分布の状況などを改めて確認して、検討していきたいと思っております。

【石井座長】 中井委員、よろしいですか。

【中井委員】 ありがとうございます。特にその中で、「検討会での指摘事項」にもありますけれども、ブラウントラウトがほかの2種とは違った動きと申しますか、影響が拡大しつつあるような状況にあるということと、もう一つが、産業管理外来種という外来種リストのカテゴリーの定義なり、あるいはこの名称そのものが示すように、産業利用されるものを、その利用する産業の中で適正に管理しようというカテゴリーとして産業管理外来種が定められていることになるんですけれども、実際には産業管理されていない野放し状況での分布域がどんどん広がってしまっている。すなわち、産業管理しているだけでは手に負えないような状況になっているので、どう対応するかということが問われている。そのような侵略性の高い魚類だと思いますので、例えば特定外来生物への指定を検討するか、そういう対応が必要な段階に来ているように感じております。

なお、産業管理外来種と特定外来生物とが両立できないかといいますと、そういうことはありません。特定外来生物の中でも産業管理外来種という形でカテゴライズされている

ものもありますから、産業管理外来種であることが特定外来生物の検討から逃れているということにはならないと思いますので、また今後検討いただけたらと考えております。

【石井座長】 今のは御意見として伺ったらよろしいですか。丸山さん、何かございますか。お願いします。

【水産庁（丸山）】 中井委員、御意見ありがとうございます。水産庁といたしましても、まず委員から御指摘がありましたような現在の分布状況や、被害状況などを把握した上で、必要な対策が引き続きこの措置でいいのか、さらに強化していくべきなのかも含めて検証して、分布の拡大防止のためにさらなる取組を検討していきたいと考えてございます。

【中井委員】 内水面の方々、在来の漁業資源を大切に守っていかうと最前線で頑張っておられるの方々にとって、侵略性の高いものを勝手に放り込まれる状況は看過し難い状況だと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

【石井座長】 では、中井委員、よろしいですか。

【中井委員】 ありがとうございます。

【石井座長】 それでは、田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 田中です。(5)－4のところになるんですけども、「固有種が多く分布する島嶼地域の対策強化」ということで、これまでのいろいろな議論をまとめていただいて、ほぼ適切だと思います。ここでちょっと抜けている点があるので指摘させていただきたいんですけども、一番上の囲みの中で、小笠原諸島においては「多くの固有種が外来種の影響により絶滅のおそれがあることから」ということが理由として書かれていて、「国内由来の外来種の対策を含め、早急な対策の強化が必要である」と。これは基本的にはこのとおりですけども、外来種対策は、小笠原についても言えるということですが、固有種を絶滅させてしまうということだけでなく、生態系を変えてしまう。生態系を変えた結果、人間への生態系サービスが劣化してしまうということがその後にあるんですね。

例えば、小笠原の場合ですと、今、大分駆除されたんですけども、野生化したヤギがいて、無人島で異常に増殖してしまっていて、在来の植物を食い荒らして、結果的に植生が裸地化してしまったという歴史があります。その結果として土壌浸食が起こって、海にも影響が起こっていた、そういう生態系サービスへの影響も出てきています。また、ネズミがいることによって在来樹木の天然更新が阻害されて、外来種の林が広がってしまっ

て、その結果として本来の自然が変化してしまっていて、結果的に観光資源への影響が出てきている。そういった生態系サービスへの影響もあるということで、固有種が絶滅するだけでなく、生態系サービスにも影響が出るということも加筆していただければと思います。

生態系サービスへの影響というのは小笠原に限ることではなくて、国内のいろいろな外来種問題で関わってくるのだと思います。外来種が異常繁殖することによって、生物多様性にも影響がありますけれども、回り回って人間の生態系サービスにも影響が出るということで、どこかに書かれているのか、ちょっと私は見つけられませんでした。そういう視点が必要ではないかなと思います。

それで、(7)の項目で研究というところがありますよね。33ページ、「調査研究の推進と成果の社会還元」に、外来種が直接的に人間に健康被害を与えると、分かりやすいのもあるんですが、回り回って生態系サービスに影響を与えて、人間社会や経済に影響を与えるということはあるんだけど、それが分かりづらくなっている。そういう点について、ぜひ研究して明らかにしていただきたいので、ここに外来種の生態系サービスへの影響という研究項目も入れたらいいのではないかなと思います。以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。(5)－4の「現状と課題」のところを見ると、生態系影響という書き方では出てくるんですけども、田中委員が言われるように、生態系サービスという言い方では入っていないですね。(7)も同じですけども。それでは、環境省、いかがでしょう。

【環境省（水崎）】 ありがとうございます。田中委員の御指摘のとおり、生態系サービスというもうちょっと広い観点から見たときに、小笠原の部分の記載ももちろんですけども、外来種の基本認識みたいな今回の提言の前半のほう、前提条件みたいなところも含めて、改めて見直してみたいと思います。ありがとうございます。

【石井座長】 田中委員、よろしいですか。

【田中委員】 ありがとうございます。

【石井座長】 では、中井委員、挙手されていますか。

【中井委員】 度々申し訳ないです。田中委員から御指摘いただいた(5)－4で、ちょっと触発された部分もございまして、1点補足させてほしいと思います。外来種問題が顕在化する場所として、まず島が取り上げられますけれども、教科書的には、もう一つ重要なのが淡水環境です。要は陸上の環境における島状の水域ということで、河川、湖沼も

非常に重要だということはよく指摘されていることですし、実際、フードウェブ（食物網）を通じて淡水環境では激的な影響が起こるということは、経験的にもよく分かっていることです。あともう一つ、日本の場合、淡水の固有種の割合も非常に高くなっておりますので、島国という形で隔離されている中で、さらに島という陸域の中の淡水ということで、二重に隔離が効いてくる環境として、非常に固有性の高い、一方で脆弱性の高い環境であり、なおかつ、生態系サービスを育んでいる淡水環境についても——ここは小笠原、南西諸島ということで、かなりフォーカスを絞った表現にはなっていて、だから、ここで述べる必要はないのかもしれませんが、どこかの部分で淡水環境についても非常に重要で脆弱な環境であるということを強調していただくことができたらと思いつきましたので、それをお願いしたいというのが1点です。

もう1点、これもまた田中委員がおっしゃった研究部分ですけれども、以前、地方環境事務所の方にもできないかということで相談したことはあるんですが、それぞれの地方環境事務所で、環境省の直轄事業で外来種対策をやっていると思うんです。そういう中で、単に駆除・防除を事業として業者に頼んでやるという以外に、そういう側面を持ちながら、そこに例えば有志の研究者をうまく募って、研究者がいろいろアイデアを出しながら、試験研究的側面も含めたモデル的なものをするのであれば、試験研究的な側面も含んだ直轄事業というものが地域によってはうまくできると思うんですけれども、そういう形の、これまでにないタイプの事業というのもぜひ御検討されたらどうかと思ひまして、この機会に申し上げておきます。以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。(7)のところは「国は、研究者等と連携して」と書いているけれども、実際は地方事務所じきじきという試験研究もありかなという、そんなイメージなのではないでしょうか。環境省、いかがですか。

【環境省（水崎）】 ありがとうございます。まず、試験研究のほうですけれども、例えばヒアリなんかは、まさに御関係の方にも現場に出てきていただいたりとか、ほかの先生方と一緒に現場で作業したりとかしていますので、それに近いようなことも一部できているのかなと考えております。ほかの分野も含めて、そういったことは積極的にやっていたらいいかなと思っております。

淡水のところは、いろいろ調べてみてと思いますので、全体の優先順位を含めて、また検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【石井座長】 中井委員、よろしいでしょうか。

【中井委員】 どうもありがとうございました。

【石井座長】 では、磯崎委員、お願いします。

【磯崎委員】 (5)－1 ですが、(5)－1 だけではなくて、本文で言うと15ページの後半から16ページにかけての書き方とも関連します。よろしいですか。

【石井座長】 はい、どうぞ。

【磯崎委員】 (5)－1 でリストと被害防止行動計画を法の下に位置づけるということです。これ自体は私もこの形で好ましいと思っているんですが、その背景事情として、例えば、法の下に位置づけられていなかったために、これまで不都合があったのかどうか、取組が進まないとか、リストや行動計画がうまく使えなかった、使ってもらえなかったというような不都合の存在、それから法の下に位置づけられれば、そのような不都合はなくなるという想定がはっきり書かれていないなど。(5)－1 のところではそこまで詳しく出てこなくてもいいと思うのですけれども、本文の15ページから16ページでは、歴史的、時間的にこういうことがあったとしか書かれていない。特に15ページは「現状と課題」という表題なので、法の下での位置づけではないことからどんな課題が生じているのか、その克服には法の下に位置づけることが必要であるという結論とのつながり、それらが15ページ、16ページではっきり出ていないということです。

ついでなのですが、15ページの(5)だけではなくて、ほかにも同じように、「現状と課題」とされているんですが、課題が必ずしも明確に取り出されていない項目が多いです。これが課題であると書かれている項目もあるんですが、そのほかの項目では、15ページ、16ページと同じで、現状がたくさん書かれていて、課題がはっきり出てこない。現状がたくさん書かれているので課題が埋もれてしまっていて、このことを課題と言いたいのだなと深読みすると分かる項目もあります。何々が課題であると明確にして、その課題の解決のために、法改正が必要な場合は、その理由づけと、法改正すればうまくいくという見込みを書いたほうが好ましいと思いました。以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。実は、この後の議論で今御指摘されている資料2の本文の部分について、ざっと流していただこうと思っていますので、そこでも議論できるかなと思います。その他の項目でもとおっしゃっていたので、そのときにまた御指摘いただければと思います。今の段階で、環境省の方から、何かございますか。

【環境省（水崎）】 磯崎委員、御指摘ありがとうございます。まず、全体を通して課題を明確にというところを改めて検討させていただきます。その中で、特にリストに関して

は、法的にひもづけられているかどうかどこまで効いているかという検証は難しいかもしれませんが、レッドリストの都道府県版はもう皆さんつくられている中で、外来種リストは半分ちょっと、つくられているものもいろんなレベルがあるという状況なので、種の保存法に倣ってというような意識は思っておりました。いずれにしても、また改めて検討させていただきます。ありがとうございます。

【石井座長】 磯崎委員、よろしいですか。後ほどまた御意見を伺えればと思います。

【磯崎委員】 はい、大丈夫です。分かりました。

【石井座長】 ありがとうございます。それでは、主に資料3の(5)から(7)までで何かございますか。ないようでしたら、先ほど私が言いましたように、資料2で全文をざっと見てみたいと思いますので、そのときに御発言いただければと思います。

では、この部分はこのくらいにさせていただきますして、次に進みます。前回、第3回の検討会で委員の皆さんから御指摘いただいた事項について、資料2をざっと流す形で御説明し、御議論いただければと思います。実は次回、第5回が最終となるようでして、そのときには成果物として資料2の本文部分が重要になるかと思えます。そういう意味でも、一度皆さんで流して見ておきたいという意図もあります。

それでは、環境省のほうから御説明をお願いいたします。

【環境省（水崎）】 （資料1、2について説明）

【石井座長】 御説明ありがとうございます。ということで、資料2を全て流す形で、前回の御議論の内容、それへの対応についても御説明いただいたということでございます。

それでは最初に、資料1、前回、田中委員から御指摘のあった、このような大きなものになると概要版が欲しいというので試作品をつくっていただいたんですけども、まず田中委員、コメントがあったらお願いします。このようなものでよろしいでしょうかということですけども。

【田中委員】 田中です。まずは見た感じ、全体が見えるので、入り口としてはいいのではないかなと思います。パンフレットとも違うので、その辺、いろいろ工夫はできると思いますけれども、とりあえず項目が目次のような感じで全体が見通せるので、いいかなと思います。文字が多いので、どこがポイントなのかなというのもうちちょっと工夫する。例えばキーワードを太字にするとか、ポイントが分かるようにもうちょっと工夫してもらえれば、もっとよくなると思います。以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。では、そういう御意見を伺ったということで。まだまだ改良されると先ほども言うておられたので、今の御意見を参考にさせていただければと思います。

それでは、資料2のほうの議論に入りたいと思います。前回御指摘いただいた内容への対応も含めて、今、説明をいただきました。では、資料2の全体を通して、どこでも結構ですので御意見を伺えたらと思います。では、挙手をお願いいたします。磯崎委員、お願いします。

【磯崎委員】 確認ですが、9ページの11行から12行にかけて、改正された条文規定ですが、輸入品の検査、それから付着していた場合の消毒・廃棄は適用事例がないとあります。これは事実で、これはこれでいいんですけども、結局、付着していたり、おそれがあるものがそもそもなかったんだという考えに行ってしまう。あるいは、付着している場合に消毒するということですが、そもそも付着しているケースそのものが見つかっていない、つまり、非意図的に入ってきたものがなかった、だから、これら2つの条文規定が実行されていないということになってしまっているのかなというのが疑問です。これらの条文を適用すべきだった事態、それもなかったということなのかどうか、その辺が分かることがありましたら教えていただきたいのですが。

【石井座長】 ありがとうございます。では、環境省、いかがでしょう。

【環境省（水崎）】 今、細かいデータまでは持っていないので、適用すべき事態がゼロだったのかどうかと言い切ることはできませんけれども、ヒアリに関して申し上げますと、コンテナヤードなどで見つかることが多い。そのコンテナヤードの中には、電子通関などもありますので、通関する前のコンテナと通関した後のコンテナが混ざって積み残されているような状態になっている中で、明らかに通関前で見つかったものは、かなり件数は少なかったと考えております。

【石井座長】 磯崎委員、それでよろしいですか。

【磯崎委員】 分かりました。恐らくそういうことだと思うんですが、私もここに詳しいことまで書く必要があるかどうか分からないのですが、事実だけを書くと、そういう心配そのものがないんだと思われかねないということなのです。以前説明いただいたものの中でも、すり抜けてしまって後で見ついている例があるという話も聞きましたので、実際は見つけられなかったという、その辺が分かるようなことがどこかに書かれてもいいかなと思います。以上です。

【石井座長】 分かりました。「適用された事例はない」と言い切っているわけですがけれども、この事情も分かるようにということですね。

ほかの委員はいかがでしょう。では、中井委員、お願いします。

【中井委員】 先ほど法律の条文に位置づけるかどうかと言われていた行動計画とリストですけれども、今回のまとめの中でも経緯の中では触れられているわけですが、結局、時間がたつと中身は古くなっていってしまう。例えば行動計画も、このあり方検討会に先んじて行われた課題抽出のための会議もそうですし、今回の法改正をにらんだ形での検討会でもいろいろ意見が出ているわけですがけれども、そうやって出された意見を反映させていくと、多分この行動計画そのものにも、かなりバージョンアップすべき内容が出てきていると思うんですね。ですから、この行動計画もやっぱり折に触れて変えていかなければいけないということでしょうし、それは当然考えておられるでしょう。あとは現場の要請として、特にリストについては随時見直して、ウェブ上でバージョンアップしていくぐらいの運用をしたほうが良いと思うんですよね。そのようなことがしやすいように法律で定めておくというのは1つ、多分環境省側としては考えておられるのかなとも思うんですけれども、行動計画なりリストなり、これが随時見直せるような体制づくりはぜひしていただきたいと思いますし、冒険して書き込めるようでしたら、そのあたりについても、していく必要があるという形で書き込んでいただけたらありがたいと思います。以上です。

【石井座長】 中井委員、具体的に例えば何ページあたりとか、そんなご指摘はありますか。

【中井委員】 それでいきますと、ある意味、情報発信ですので、普及啓発に類することかもしれませんね。その基盤としての行動計画であり、外来種リストだと思うんです。ですから、国による役割分担の中での普及啓発の基盤固めとして、情報を整理して情報発信していくという位置づけで行動計画を随時見直して、リストはできるだけ最新の状態で、随時バージョンアップするという形の書き込みなんかをしたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【石井座長】 例えば、17ページの1段落目あたりにこの内容が出てくるので、そのあたりに書くかとかですかね。環境省、何かありますか。

【環境省（水崎）】 また御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。当然、特にリストなんかは、そのままずっとというわけにはいかないと思っておりますので、検討させていただきます。ありがとうございます。

【石井座長】 分かりました。バージョンアップも必要ということですね。

【中井委員】 特に、特定外来に緊急指定されたようなものはリストにも載っていないということがきつと出てきてしまいますよね。ですから、やっぱり随時見直すということまで考えていただけたらと思います。

【石井座長】 では、早川委員、お願いします。

【早川委員】 ありがとうございます。講ずべき必要な措置のところですけども、私の印象は、全体的に漠然としているかなと思います。有識者による検討会の提言という性格上、もう少し例示等を挙げて具体的に書いたほうがいいのではないかと考えております。前回、私が申し上げた具体例、別にそれに限定する必要はないんですけども、例示的にそういうものを入れてほしいと思います。例えば、18ページの28行目、緊急指定については、既にそういう制度を導入しているEUの制度の事例も参考にしつつと書くとか、もう少し具体的なイメージがわくようにしたほうがいいのではないかと考えています。

それと、19ページの(4)の「国による防除の推進及び地方公共団体等の防除に係る確定・認定の促進」ですけども、ここも割とさらっと書いてあるんですが、前回申し上げましたように、回収なり買上げ、そういう言葉を使うかどうかは別にして、そのような事例を挙げつつ多様な選択肢の用意とか、多様な対策というように記述したらどうか。また、前段の現状と課題で、資金がなかなか大変だということも書いてあるので、それを受ける形で、前回申し上げましたように、一部自治体ではクラウドファンディング等で資金調達をしている事例も見られるので、講ずべき必要な措置の中でこのような具体的な例を挙げつつ書いたほうが、より提言というスタイルになじむのではないかと考えています。以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。では、この点は、いかがでしょうか。

【環境省（水崎）】 早川委員、ありがとうございます。講ずべき措置、3に書くのがいいのか、2の現状と課題に書くのがいいのかは改めて検討させていただければと思いますけれども、御指摘いただいた点について再度検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【石井座長】 ありがとうございます。では、秋田委員、お願いします。

【秋田委員】 1つ御質問させていただきたいのですが、(4)の位置づけについて、文章を拝見していると、(1)、(2)、(3)、(5)とありますが、(4)で書かれている内容が、どの範囲にわたって関連しているのかが分かりづらいと思います。例えば、(5)に(4)の内容は

関わるのでしょうか。この内容だと、関わっているように思うのですが、いかがでしょうか。

【石井座長】 19ページあたりの(4)のことですか。

【秋田委員】 資料1で見ますと、(4)の「国による防除の推進及び地方公共団体等の防除に係る確認・認定の推進」という項目が、現状と課題の両方で挙がっているのですが、そこで書かれている内容が、どの項目にわたって書かれているものなのかが、ちょっと分かりにくいように感じます。これって全体に関係するような内容ではないのでしょうかというのが私の質問です。

【石井座長】 分かりました。環境省、いかがでしょうか。

【環境省（水崎）】 秋田委員、御指摘ありがとうございます。すみません、御指摘の趣旨の確認ですけれども、(1)から(7)で分けている7つの分類の中で、(4)がほかの項目とかぶるのではないかという御趣旨なのか、それとも、資料2の13ページ以降で(4)の防除の現状と課題について、2～3ページほど書かせていただいていますけれども、こちらの内容が講ずべき措置の(4)とちゃんと対応しているかという御指摘、どちらでしょうかね。

【秋田委員】 説明不足で申し訳ありませんが、(4)で挙げられている項目、例えば先ほどのインセンティブを持たせるような制度の内容は、(2)でも、(3)でも、(5)でも適用されるような感じがします。この様に、(4)で書かれている内容を読ませていただきますと、全ての内容を包括したような対策のようにも受け取れるのですが、これらとの関係性が今のままでは分かりづらいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【環境省（水崎）】 7つの項目の中で、(4)の範囲が曖昧というか、広いというか、そういう趣旨の御指摘かと思います。確かに通報のインセンティブのあたりは、(3)とどちらがいいのかなというのはあったりもするわけですが、要は駆除対策のスタートをどこに位置づけるかという中で、今回は(4)に整理させていただいたということではあります。なので、(3)は侵入防止とか、侵入していないかという調査みたいなところも含めて(3)までは書いてありまして、(4)は見つかった後の話という形で書かせていただいています。あと、(5)については、特定外来生物以外と書いてはいますけれども、特定外来も当然関連してくるところなので、どうしても分かりづらい部分はあるかと思いますが、(3)、(4)、(5)のあたりはそのような考え方で整理をさせていただいております。

【秋田委員】 今までの地域での分布とかを明らかにするところで(4)で書かれて

いますが、これは全てに当てはまる内容ではないのでしょうか。全ての外来種に対する問題の、いわゆるまとめみたいな感じにも取れるので、今ちょっと曖昧な状態になっているような気がします。ですので、私が質問したいのは、この提言の中で(4)の位置づけをどのようにされるのかということところです。そこを明確にされたほうが、より分かりやすくなるのではないかなと感じました。すみません。

【環境省（水崎）】 (1)から(4)は、基本的には特定外来生物について書いておられて、分布情報についても、特定外来生物だけでもかなり種類がありますので、そういった趣旨で(4)に書いています。確かに先ほど侵入しているかどうかの調査は(3)ですと申し上げたのですけれども、こちらの分布情報は、もう入ってしまっていて定着しているアライグマとか、そのようなものも含めて、防除を進める上での前提条件という趣旨で今(4)に書かせていただいております。どう変えるとそのような疑問が湧かないかというのは今、にわかには思い浮かばないところではあるんですけれども、もし何かいい案があれば検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【秋田委員】 すみません、ありがとうございます。

【石井座長】 後で宿題を出そうと思っていたんですけれども、資料2について、特にこんなふうにしたらいいのではという提言を次の委員会までに各委員にお願いしようかなと思っていたところなんです。秋田委員も御検討をお願いできればと思います。

続きまして、五箇委員、お願いします。お待たせしました。

【五箇委員】 まず、12ページ、個人的にもセイヨウオオマルハナバチについて、特に関わってきたというところもあるので、このセイヨウオオマルハナバチの表記についてですが、要は登録数、輸入数と飼養数が減っているという記述にはなっていますが、この書き方だけだとトリッキーで、一方で、野外で野生化している集団の分布は確実に広がり続けているということです。ここに蓋をされてしまうのは困る。なので、今さらここで輸入数を制限したところで、野生化しているものの分布拡大が収まっていないところが一番肝心のポイントであって、これをどうするかということは、先ほどオオクチバス、あるいはブラントラウトなんかでの議論でもあったように、結局、野生化しているものの処理をどうするかということ片手落ちにしながら、代替種のことだけここに記されるのは議論をミスリードしてしまうおそれがあるので、その点の記述は補強というか、補足はさせていただきたいというのがまず1点。

それと、17ページから18ページにかけての「調査研究」の部分です。これは先ほどもち

よつと議論もありましたが、根本的に環境研究総合推進費をここに頭出しして、これを使って予算は充てているみたいに書いていますけれども、これは非常にコンペが厳しい競争的資金であって、しかも、その審査プロセス自体が、はっきり言って、科学的に透明性が希薄で、たまに外来種という非常に重要な課題であっても落とされてしまうということはあるわけです。もちろん、研究設計そのものがまずいものが落とされるのは当然としても、自分の経験上、ここでぶっちゃけて言えば、例えば、カエルツボカビが来るぞと言って、申請した課題が落ちてしまって、いざ本当にカエルツボカビが来て環境省が大慌てしたという事例もありましたし、そのほか様々な外来アリ類についても同じような案件があったという状況の中では、環境研究総合推進費というコンペティションで予算を取るといふプロセスを取っていたのでは予算が間に合わないし、時間も間に合わない。場合によっては肝心なときにお金がないという事態も生じますから、ここは、まず予算の枠組みの見直しというものが本来は必要だろうと。当然その中で適正な研究調査課題の選定という部分は必要であり、そういった部分では、こういった外来種の対策に関しては一つ特出しで、きちんとした評価委員をつくるべきであろうと考えています。

あと、外来生物防除という部分について、普及啓発の中にも述べられていますが、基本、生物多様性保全というコンテキストで理解しなければいけないのが、生き物を殺してはかわいそうみたいな議論もされてしまうという背景には、そういった生物多様性保全という究極的な課題に対する理解を深める必要があり、調査研究としてそこも深めていく必要があって、例えば、18ページに並べられている課題というのは、ある意味、近視眼的な対策研究という部分の課題が並んでいるんですけども、一方で、群集生態、集団生物学、あるいは進化生態学といったような観点からの外来種の影響評価、あるいは生物多様性というものに対する影響評価を研究するといった側面もやっぱり強化していかななくてはならない。それは要するに外来生物の究極的な影響、生態学的な意義を解明するために、外来種の生態学という観点の研究も強化していく必要があるだろうと考えている。その辺も何らかの形で環境省の中で議論して、こういったところにも表していただきたいと思っています。以上です。

【石井座長】 五箇委員、ありがとうございます。環境省のほうは何かございますでしょうか。

【環境省（水崎）】 御指摘ありがとうございます。セイヨウオオマルハナバチのところは改めてしっかり調べてみたいと思います。推進費のところ、枠組みは非常に大きな御指

摘でもあるので、また考えさせていただければと思いますけれども、生物多様性保全のための外来種というところは、先ほどの田中委員の生態系サービスの御指摘ともつながると思いますので、きちんと検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【石井座長】 五箇委員、よろしいでしょうか。

【五箇委員】 はい、了解です。

【石井座長】 では、田中委員、お願いします。

【田中委員】 田中です。概要版のところ、先ほど言われて、もう一度見直してみたんですけども、4ページで、例えば、(5)の項目の一番上、『生態系被害防止外来種リスト』や『外来種被害防止行動計画』を外来生物法に位置付けることを検討」となっているんですね。検討していることを提言で上げてもしようがないので、検討はこの委員会の中で検討をして、終わったこと、こうしてほしい、こうしたほうがいいですよということを言うのがこの提言なわけですから、まず「検討」という言葉自体が必要ないと思います。推進なら分かるんですけども、こういうことを委員会で検討しましたという意味なのか、ここは意味がよく分かりませんが、外来生物法に位置づけることを推進すべきだという提言ならばよく分かります。ただ検討しただけで、それでいろいろ考えなければいけないことがあって、結論が出ませんでしたということは、ここに挙げる必要はないですね。ですから、ぜひこういう方向で推進すべきだということだけ厳選して、ここに挙げればよいと思います。以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。では、今のは御意見として伺ったということでもいいですか。環境省の方は何かありますか。

【環境省（水崎）】 田中委員、ありがとうございます。「検討」という言葉を概要版でたくさん書いてしまっているのですけれども、今回の提言を受けて、環境省のほうでそれを踏まえた対応、まさに検討させていただくわけですが、本文のほうを見ていただくと、これこれこういうことを検討する必要があるという書き方をしておりますので、概要版で検討という形で止めると、変な誤解を招くということなのかなと思いましたので、概要版のほうの表現というのは少し考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

【石井座長】 よろしいでしょうか。

【田中委員】 はい。

【石井座長】 では、磯崎委員、お願いします。

【磯崎委員】 すみません、先ほど触れたことですが、それぞれの項目を一々やると大変

なので、宿題でということもありましたので、それで触れることにします。例えば、(3)で輸入規制との関わりで、12ページ後半の28行から後でヒアリの話が出てきます。32行目で「ヒアリ侵入が確認されている」と書いているんですが、これは、すり抜けて入ってきてしまっていることが課題であると明記されていないと弱くなってしまいうんです。その後、34行では定着していないというので、だったらそれでいいじゃないかと思われてしまう。その次のページ、1～3行目でも同じで、おそれがある状態についての規制はないと書いているんですが、そのことが課題のはずです。その後で、任意の協力で何とかやっていると書いている。これも任意協力でできるのだったら、それでいいじゃないかと言われかねない書き方です。

同じように、13ページの赤字で書いてあるところですが、14行目で「限定されている」とあります。それが課題のはずですけれども、17行目で「事業者の自主的な協力により燻煙等の処理が行われている」で終わっているんです。ですから、問題がある、課題であると、もっとちゃんと書かないと。問題ではあるが、こういう形で何とかやっている、そういう書き方になっているところが多いです。(3)だけではなくて、ほかでも同じような面が見られますので、何々されていないことが課題であるという書き方で、はっきりさせる必要があると思いました。以上です。

【石井座長】 具体的な御指摘、ありがとうございます。環境省、いかがですか。

【環境省（水崎）】 ありがとうございます。全く御指摘のとおりですので、(3)以外も含めて、きちんとそうした目で確認、検討したいと思います。ありがとうございます。

【石井座長】 ありがとうございます。では、竹内委員、お願いします。

【竹内委員】 13ページの終わりのほうから始まる(4)の内容で、国がやっていることを書いていて、一番初めに環境省がやられていることが書いてあって、次に短いパラグラフが出てくるんですけれども、農水省と国交省がやっていることが書いてあって、その後、「また」と書いてあって、多分前は、ここは省庁をまたいでやっていることを書こうとして、あったパラグラフだったと思うんですけれども、結局、農水省をここで外してしまったので、ちょっとおかしくなっている感じがするんですが、ここの整理はどうなってしまったのでしょうか。

【石井座長】 14ページの7行目のところですね。

【竹内委員】 はい。

【石井座長】 環境省、いかがでしょうか。

【環境省（水崎）】 ありがとうございます。農水省さんのマニュアルなどの取組について、14ページの4行目に記載させていただいた形で整理をしましたがけれども、おっしゃるとおり、「環境省等」という形になってしまっていますので、全体の構成から見て、こういった並びでいいのかというところをもう一度確認したいと思います。ありがとうございます。

【竹内委員】 実際の問題としては、省庁をまたいだ外来種対策で例示できるものがないのかなという話になってしまうのかなと思うんですけども、ないものはしょうがないんですが、できれば見つけて書くべきではないかなとは思いますが、今後、情報発信等をどうしていくのかなというところはちょっと気になっているんですけども、そのときにも環境省だけではなくて全体的にいろんなところから発信したり、情報を取りまとめるのは環境省でまとめていただくとか、そういうのも関わってくるかなと思うので、協力関係のところは、できればちゃんと整理して書いていただいたほうがいいかなと思っています。以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。それでは、中井委員、お願いします。

【中井委員】 資料1の概要版ですけども、言いたいことは2点あります。1点が、さっき五箇委員が指摘されたこととも関わるんですけども、3.の(2)の「飼養等許可の適切な執行管理の推進」というところで、セイヨウオオマルハナバチとオオクチバス等が例示されています。これは、飼養等の許可の件数が確かに多いから例示されていたりもするわけですけども、実際にはそれぞれうまくいっていない部分がかかなり深刻な状況にあるということで、特にオオクチバスは、これを見ると、飼養許可でうまいこと管理ができていますみたいなんですが、実際には先ほどから指摘されている密放流が多いとか、そのようなことが本来の問題であるのに、ここでこう書かれていると、何だ、結構うまくやられているのかなと思われかねないので、例示に入れていただくのはいかがかなというのが細かな点で1点です。

もう一つは、ちょっと大きい話で、(4)、国による防除の推進とかですけども、特定外来生物に限っての話が(1)から(4)だと、さっきから御説明があると思っていて、その後、(5)、「特定外来生物以外の」と書いてありますが、実際には(4)の内容は、特定外来であろうがなかろうが共通して推進しなければいけないことですよね。ここで確認・認定を推進するということなので特定外来の枠に入っていますけれども、実際には様々な取組というものは、それで(6)ということなのかもしれませんが、何が言いたいかというところ、

ごめんなさい、話がぐちゃぐちゃになってしまいました。特定外来だから行政機関は一生懸命駆除しなければならない、特定外来でなければ駆除しなくてもいい。これは地方自治体においてよく感じる空気なんですけれども、特定外来なので駆除する、何か問題が起こっても、これは特定外来ではないから放置するという話はよく聞くんですよ。本来は、それは違うんですよ。それぞれの地域事情に応じて、特定外来であっても、それほど防除対象として優先順位が高くないものもあれば、指定されていない——それこそ最近、今議論されているアメリカザリガニとかアカミミガメがまさにそうですが、指定には至っていないけれども、必要に応じて適宜防除対策を積極的に行っていかなければならないものもいるわけですから、結局、特定外来がどういうものかということですね。あるいは特定外来ではないものについても、どう考えなければいけないかということが全体を通じてあまり指摘されていないので、それが恐らく外来種対策の一番の基本だと思いますので、そのあたりはどこかできちんと明示していただくことが大事なのではないかと思います。

【石井座長】 よろしいですか。環境省はいかがでしょう。

【環境省（水崎）】 中井委員、ありがとうございます。(4)に特定外来以外も含めてしまうと、さすがにいろんな整理が難しくなってくるかなとは思いますが、先ほど五箇委員からも御指摘があったとおり、生態系保全あつての外来種対策だということ、そういった普及啓発をきちんとするというのは今も書いてはいますが、例えば冒頭の1番の外来種対策の基本認識とか、そういったところにもうちょっと手厚めに書くとか、そういった趣旨がはっきり伝わるような工夫はできればと思います。

【石井座長】 よろしいでしょうか。

【中井委員】 よろしくお願ひします。

【石井座長】 大体予定した時間になってまいりました。資料1、2に関して、ほかにございますでしょうか。先ほど言いましたように、今回はこの部分についてじっくり議論することになると思います。ということで、7月9日でよかったですかね、時間がかかり短いのですが、追加の御意見を伺えたらということでございます。メール等で事務局にお知らせいただいたら、次回お示しする今の資料2の修正版ができると思うので、お願いできればと思います。

その他のところですが、全体を通して、委員の皆さん、何かございますでしょうか。事務局のほうは何かございますでしょうか。

【環境省（水崎）】 石井座長におっしゃっていただいたことの繰り返しにはなってしま

いますけれども、今週金曜日、7月9日締切りで、私か自然研のほうまで追加の御意見があればいただければと考えております。次回の8月上旬の会議が最後の検討会、その場で提言取りまとめを目指せばと思いますので、資料、提言のページ数が多くて恐縮ですが、ぜひ御一読いただいて、気になるところは文言の表現を含めて御意見をいただければと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

【石井座長】 五箇委員、お願いします。

【五箇委員】 ごめんなさい、今言っておかないと忘れそうなので、1つだけいいですか。

【石井座長】 どうぞ。

【五箇委員】 ヒアリの部分なので、ヒアリを担当している者として責任もあるので。12ページの34行目、先ほども一部意見があったと思うんですけども、「これまでのところ定着事例は発見されていない」というこの文言は、正直、ヒアリの有識者会合の間でも相当議論されているところで、していないとは言い切れない。要は定着していないとは言い切れないというギリギリの線なんです。今のところ、世代交代的確認しないといけないうだろうし、新しいコロニーを見つけるまでは、アリという社会性昆虫なので、そこまでいって初めて定着と言えようだろうというところですけども、実際問題、羽アリはじゃんじゃん飛ばしているし、かなり規模も大きいという状況の中では、「発見されていない」の一言で安心させるわけにはいかないということもあって、要はどういうことかというところ、これまでのところ定着とは確定されていないけれども、ギリやばい状況であるといったような形で表現していただきたいというのが私の意見です。以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。このような御意見をメール等でいただければということでございます。ほかは全体を通してございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、7月9日というと、ちょっと遠い感がありますけれども、今日は6日ですので、本当に短いですが、特に資料2につきまして御意見を伺えればということで、よろしくお願いたします。

では、特になければ事務局にお返ししたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

【事務局】 石井座長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第4回外来生物対策のあり方検討会を閉会いたします。本日は長時間にわたって御議論いただき、どうもありがとうございました。

以上